

令和7年11月市議会 総務委員会資料

第198号議案 長崎市市民センター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例改正案の概要 · · · · ·	2 ~ 4
2 施設の概要 · · · · ·	5 ~ 7
3 条例新旧対照表 · · · · ·	8 ~ 9

東総合事務所
令和7年11月

1 条例改正案の概要

(1) 条例の改正理由

放課後児童クラブの運営場所として活用を図るため、長崎市古賀地区市民センターの研修室7を廃止するもの。

(2) 条例改正の背景

古賀地区市民センター建物内の1階部分で運営を行っている放課後児童クラブ「古賀キッズクラブ」（以下「学童クラブ」という。）については、利用児童数が増加傾向にあり、施設定員数を大幅に上回る状況の中、令和8年度から更なる増加により希望する児童が利用できない事態が見込まれていることから新たな運営場所の確保が必要となっている。

こども部及び学童クラブは、新たな運営場所として、古賀小学校の余裕教室や近隣の空き物件、市有地への建設等様々な検討を行ったが、適当な運営場所の確保が困難な状況である。

よって、学童クラブの必要性や定員超過の状況を勘案し、市の子育て施策とも合致することから、古賀地区市民センターの貸室のうち適当な広さ（一教室分）を有し、かつ、稼働率及び利用状況から利用者にほぼ影響のない2階の研修室7（和室）を新たな運営場所として活用するもの。

なお、用途廃止後はこども部へ所管替えを行い、普通財産として学童クラブに無償で貸し付けることとする。

ア 施設の概要

施 設 名	長崎市古賀地区市民センター
所 在 地	長崎市古賀町 948 番地 1
建築年月日	平成 6 年 6 月 17 日
建物の構造	鉄骨造 2 階建て
廃止貸室名	研修室7（和室）
廃 止 面 積	第1棟延床面積 809.5 m ² のうち研修室7部分 66.0 m ²

イ 学童クラブの利用状況

(R7. 5月時点)

利用児童数①	施設定員数②	不足数 (①-②)
152名※	123名	29名

※R8年度から170名以上の児童数が見込まれている。(不足数見込み47名)

【参考】古賀小学校児童数推計

R7 (実績)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
363名	377名	363名	355名	355名	362名

(3) 条例の改正内容

ア 使用料手数料の見直しに伴い、9月議会において研修室7の利用料金を令和8年4月1日から次のとおり改定することとしていたが、料金改定が不要となることから、附則で「長崎市市民センター条例の一部を改正する条例」の一部を改正（改正規定の削除）し、研修室7の料金をそのままとするもの。

イ 行政財産としての用途を廃止するため、研修室7の項を削るもの。

区分	9月議会改正		11月議会改正 変更内容	
	金額(1時間につき)			
	改正前	改正後		
研修室	1	335円	720円	
	2	115円	270円	
	3	230円	430円	
	4	230円	430円	
	5	115円	270円	
	6	115円	270円	
	7	230円	430円 11月議会での改正により 230円のまま令和8年4月1日で廃止	
多目的室		314円	670円	
体育館		639円	890円 9月議会改正後から変更なし	

(4) 条例の施行期日

- ア (3) アに係るもの 公布の日
- イ (3) イに係るもの 令和8年4月1日

2 施設の概要

(1) 位置図



(2) 現況写真

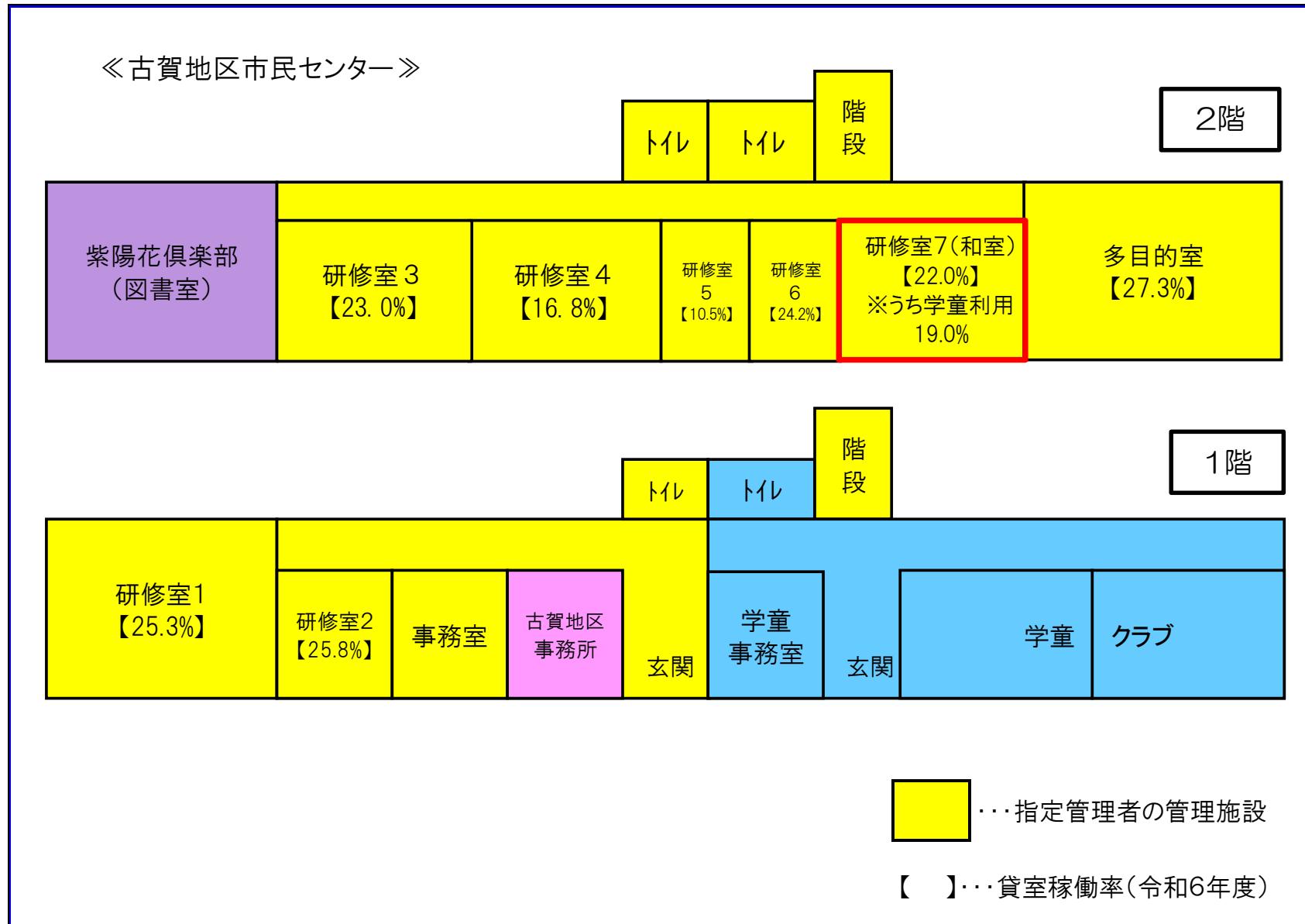
ア 古賀地区市民センター



イ 放課後児童クラブ「古賀キッズクラブ」



(3) 平面図（配置図）



3 条例新旧対照表

9月議会			11月議会		
改正前		改正後（未施行）	改正後（公布の日から施行）		改正後（令和8年4月1日から施行）
長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号	長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号	長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号	長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号	長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号	長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号
第1条～第21条 (略)					
別表第1 (第7条関係) 1～4 (略) 5 長崎市古賀地区市民センターの 利用に係る基準額					
区分 金額 (1時間につき)	区分 金額 (1時間につき)	区分 金額 (1時間につき)	区分 金額 (1時間につき)	区分 金額 (1時間につき)	区分 金額 (1時間につき)
研修室 1 335 2 115 3 230 4 230 5 115 6 115 7 230	研修室 1 720 2 270 3 430 4 430 5 270 6 270 7 430	研修室 1 720 2 270 3 430 4 430 5 270 6 270 7 230	研修室 1 720 2 270 3 430 4 430 5 270 6 270 7 230	研修室 1 720 2 270 3 430 4 430 5 270 6 270 7 230	研修室 1 720 2 270 3 430 4 430 5 270 6 270 削る 多目的室 314 体育館 639
[以下略]	[以下略]	[以下略]	[以下略]	[以下略]	[以下略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(長崎市市民センターライブラリーセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 長崎市市民センターライブラリーセンター条例の一部を改正する条例（令和7年長崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。
別表第1の改正規定中「同表第5項中「335」を「720」に、「115」を「270」に、「230」を「430」に、「314」を「670」に、」を「同表第5項の表研修室1の項中「335」を「720」に改め、同表研修室2の項中「115」を「270」に改め、同表研修室3の項及び研修室4の項中「230」を「430」に改め、同表研修室5の項及び研修室6の項中「115」を「270」に改め、同表多目的室の項中「314」を「670」に改め、同表体育館の項中」に改める。